

2 - 5 社団法人青森県畜産協会

1 法人の概要

(平成18年6月1日現在)

代表者職氏名	会長 渡部 毅	県所管部課名	農林水産部 畜産課
設立年月日	昭和49年2月8日	基本財産	133,000千円
主な出資者等の構成 (出資等比率順位順)	氏名・名称	金額	出資等比率
	青森県	25,000千円	30.1%
	上十三地区家畜衛生推進協議会	21,890千円	26.4%
	津軽地方家畜衛生推進協議会	10,000千円	16.1%
	全国農業協同組合連合会青森県本部	7,000千円	8.4%
	青森県獣医師会	5,000千円	6.0%
	三八畜産衛生協議会	4,800千円	5.8%
	むつ地区家畜衛生推進協議会	2,250千円	2.7%
	青森信用農業協同組合連合会	2,000千円	2.4%
	東青地区家畜衛生推進協議会	1,400千円	1.7%
	青森県農業共済組合連合会	100千円	0.1%
組織構成	区分	人数	うち常勤
	理事	15名	名
	監事	2名	名
	職員	11名	9名
備考	県OB2名		
業務内容	家畜衛生対策事業、畜産経営支援対策事業		
経営状況 (平成17年度)	当期収入	700,780千円	(その他参考) 県等からの補助金 336,085千円 県等からの受託事業収入 92,202千円
	当期支出	701,065千円	
	(うち事業費	657,052千円)	
	当期収支差額	285千円	
	当期正味財産増減額	22,690千円	

2 沿革

家畜伝染病の発生予防及びまん延防止のための検査、注射、消毒等については、従来、家畜伝染病予防法に基づいて国及び県が実施してきたが、昭和46年に同法が改正され、家畜の所有者に対し、家畜の伝染病の予防のための自主的措置の努力が義務付けられ、この自主的措置を助長するため、昭和49年2月に社団法人青森県家畜畜産物衛生指導協会が設立された。

その後、高齢化、後継者不足等を背景とした農家戸数の減少、畜産環境問題の深刻化など、畜産経営を取り巻く環境が変化してきたことから、今後の畜産情勢の変化に的確かつ柔軟に対応し、総合的な組織体制の整備を図るため、平成15年7月に社団法人青森県家畜畜産物衛生指導協会、社団法人青森県畜産会及び社団法人青森県肉用牛協会が統合し、当法人が発足した。

3 課題と点検評価

(1) 役割

当法人は、畜産に関する国及び県の施策を補完的に遂行する組織として、国及び県と連携を図りながら、畜産に関する総合的な支援・指導事業を実施している。

当法人は、平成13年度に県が策定した「青森県における畜産関係団体の再編統合の基本的な考え方」（以下「基本的な考え方」という。）に基づき、平成15年7月に社団法人青森県家畜畜産物衛生指導協会、社団法人青森県畜産会及び社団法人青森県肉用牛協会が統合し、発足したものであり、家畜衛生対策、畜産の技術及び経営に関する指導、肉用牛肥育経営安定対策、畜産環境保全対策など、畜産に関する広範な業務に取り組み、中長期にわたり総合的に支援・指導を行う畜産関係団体の中核組織として機能強化が図られた。

基本的な考え方においては、さらに、社団法人青森県畜産物価格安定基金協会、社団法人青森県配合飼料価格安定基金協会、社団法人青森県養豚協会、青森県養鶏協会及び青森県草地畜産協会の5団体との統合が掲げられており、平成16年度青森県公社等経営評価委員会評価結果等報告書では「他の畜産関係5団体と統合し、生産、財務、マーケティングを総合的に支援する体制とすることを求める。」との提言を受けている。

このうち青森県草地畜産協会との統合については、現在、検討中であることを確認した。

また、社団法人青森県配合飼料価格安定基金協会、社団法人青森県養豚協会及び青森県養鶏協会との統合については、当法人からは、統合についての共通認識が整っていないため、具体的な検討を行っていないこと、所管課からは、会員の構成が当法人と相当異なること、この3団体は業務内容が特定の分野及び畜種に特化していること等から、早急な統合は難しい状況にあることについて回答があったところである。

社団法人青森県畜産物価格安定基金協会との統合については、青森県公社等経営改革計画において、平成20年度に実施されることになっているが、昨年度、同協会について当委員会が点検評価を実施したところでは、同協会から当法人との統合について否定的な見解が示されており、その理由の一つとして当法人の経営状況が挙げられている。このため、当法人の経営改革を含む、同協会との円滑な統合に向けた条件整備の検討を所管課とともに行う必要がある。

(2) 経営状況

当法人が実施する事業の財源については、社団法人全国家畜畜産物衛生指導協会、社団法人中央畜産会、地方競馬全国協会等からの補助金及び受託事業収入への依存割合が高いが、補助金及び受託事業収入が減少してきており、今後の見通しも不透明となっている。当法人の経営状況については、平成17年度の正味財産増減計算書によると、2,269万円の赤字となっており、事業別に見ると、家畜衛生対策事業が2,081万円の赤字、経営支援対策事業が383万円の赤字、その他の事業が195万円の赤字となっており、家畜衛生対策事業及び経営支援対策事業については、収支状況の改善が急務となっている。

平成17年度における職員人件費の補助金及び受託事業収入への依存度は、家畜衛生対策事業については約35%、経営支援対策事業については約87%となっており、補助金及び受託事業収入が減少してきており、今後の見通しも不透明であることを考慮すると、自主財源の確保が重要になってきている。このため、平成16年度青森県公社等点検評価委員会評価結果等報告書では「人件費の補助金への依存度が高い一方で補助金は削減される方向にあることから、自主財源の確保が重要であるが、現在検討されている財源確保のための経営診断による手数料の確保や予防注射事業の拡大などのアイデアについての実現可能性を調査し、スケジュールを含む具体案を策定してほしい。」との提言がなされていた。

これについては、青森県公社等経営改革計画によると、平成18年度及び平成19年度におい

て自主財源確保のための既存事業の見直し等及び具体案の策定を行い、平成20年度から具体案の実施による自主財源の確保を図ることになっている。また、公社等ヒアリングにおいては、新規の事業は人的にも難しいことから、家畜衛生対策事業について、家畜衛生対策等準備預金からの助成（平成17年度：1,899万円）を廃止し、自主防疫推進事業負担金を増額すること、また、畜産経営支援対策事業について、肉用肥育経営安定対策推進事業手数料の引上げを行うことを検討していることを確認したところである。

また、平成16年度青森県公社等経営評価委員会評価結果等報告書では、「経費削減等の経営合理化に努めること」についても提言がなされていた。

このことについては、事務所の移転により年間約50万円の経費削減を図るとともに、駐車場を確保したことにより利用者の利便性が向上したこと、平成17年度末をもって退職した職員の補充をせず、経費を節減したこと、経営状況を踏まえ、平成17年度及び平成18年度の定期昇給を中止したこと、今後の経営状況によっては、更に給与水準の検討を予定していることを確認したところであり、引き続き経費削減等の合理化に努めていくことを求める。

（3）業務執行状況

当法人の実施する事業は、自主事業が5、補助事業が6、受託事業が10となっており、補助事業及び受託事業が大半を占めているが、これは、畜産に関する国及び県の施策を補完的に遂行する組織としての当法人の役割を考慮すると、当法人がいうように「積極的に補助事業等に取り組んだ結果」であり、評価されるべきであろう。

当法人は、平成17年7月以後常勤役員がいない状況が続いているが、経費削減等の経営合理化及び自主財源の確保に努め、当法人の経営基盤の強化を図っていくためには、トップマネジメントの強化を図る必要があると考える。なお、現在、常勤職員9名の体制により業務が行われているが、常勤の役員の配置に当たっては、現在の中・長期経営計画にあるとおり、常勤役員1名、常勤職員8名の体制とし、人件費の増加を招かないように留意すべきである。

平成16年度青森県公社等点検評価委員会評価結果等報告書では「『内部監査』の制度確立と実施・強化に早急に対応していくこと。」との提言がなされていた。

これについては、「統合組織のお互いの業務内容を周知点検するため、收受文書、起案、支出伺い等を全職員に呈覧しており、結果的に内部監査と同等の機能が働いていると考えている。」との回答があったところであるが、より実効的な措置を講じるためには、内部監査制度の確立が必要である。青森県公社等経営改革計画では、平成18年度に内部監査規程を整備し、平成19年度から実施することとしているので、適切に実施することを望むものである。

4 当法人に対する提言

当法人が将来にわたって、畜産に関する国及び県の施策を補完的に遂行する組織として、国及び県と連携を図りながら、畜産に関する総合的な支援・指導事業を実施していくことができるよう、当委員会は、次のとおり提言する。

（1）社団法人青森県畜産物価格安定基金協会との円滑な統合に向けた検討

青森県公社等経営改革計画に記載されているとおり平成20年度の社団法人青森県畜産物価格安定基金協会との統合が円滑に行われるよう、当法人の経営改革を含む統合に向けた条件整備の検討を所管課とともに行うこと。

（2）経費削減等の経営合理化及び自主財源の確保

引き続き経費削減等の経営合理化及び自主財源の確保に努め、経営基盤の安定化を図ること。

(3) 常勤役員の配置

当法人の経営基盤の安定化を図り、社団法人青森県畜産物価格安定基金協会との円滑な統合に向けた検討を行っていくためには、トップマネジメントの強化を図る必要があることから、常勤役員を配置すること。なお、常勤役員の配置に当たっては、常勤役職員9名体制を維持し、人件費の増加を招かないように留意すること。

最後に、利用者の負担金及び手数料の引上げに当たっては、まず先に経費削減等の経営合理化に十分に努めることが必要である。経費削減等の経営合理化が不十分なままで安易に利用者の負担金及び手数料の引上げに頼るのでは、利用者の減少を招き、ひいては当法人の役割を適切に果たしえないことにもつながりかねない。経営合理化を行うためには、他の団体との統合により管理経費の負担を減少させるということも一つの方法であり、経営合理化のあらゆる努力をした上で、それでもなお不足する財源について利用者の負担を求めていくという姿勢で経営に当たることを望むものである。